

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 19 日

障害児通所支援事業者 代表者 様

尼崎市障害福祉課長

新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の本市における取り扱いについて（通知）

標記の件について、国においては小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等の一斉臨時休業を要請し、「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について（その1～その5）」及び「新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後等デイサービスに係るQ&Aについて」（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）により、その対応が通知されています。

本市においても、当該通知による対応を基本としておりますが、これまでお問い合わせがあった事項等について、今般具体的な取扱いを次のとおり整理いたしましたので、ご連絡いたします。

これらの取扱いは学校の休業期間に係るものであり、春休み期間中の対応等については、別途、国から通知がなされる予定となっておりますので、引き続き本市ホームページにてご確認いただきますようお願いいたします。

なお、本市においては、公立幼稚園・小・中・高等学校を3月3日から臨時休業としており、共働き等によってご家庭で過ごすことが困難な幼児児童生徒については学校等による受け入れを行っていますが、その受け入れも困難な場合は、感染症拡大防止のため、利用児の健康状態に留意したうえで、放課後等デイサービス等の受け入れをお知らせしているところです。

1 対象サービス

児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス
（Q19のみ保育所等訪問支援）

2 対象期間

一斉臨時休業日から春季休業開始日の前日まで

なお、春休み期間以降については、別途国から通知予定

3 「新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後等デイサービスに係るQ&Aについて」(令和2年3月3日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)の取り扱い留意点

(1) 支給決定について(Q1~Q3)

支給決定における特例利用について、保護者から相談があった場合は、受け入れの可否を事業所が判断するのではなく、事前に南北障害者支援課へご相談ください。

(2) サービス提供体制の柔軟な運用(Q4~Q10)

加算や体制届が事後的となる場合については、報酬請求するまでに障害福祉課事業所指定・管理担当へご連絡ください。

(3) 休業日報酬の取扱い(Q11・Q12)

Q11 休業日報酬となることにより、開所時間が6時間未満の場合は開所時間減算が適用されますが、3月8日までの間は適用されません。

なお、3月9日以降は、現時点で新たな周知はありませんので、開所時間減算が適用されるものとして考えておりますが、取り扱いに変更がありましたら、改めて周知いたします。

(4) 代替的に提供したサービスの取扱い(Q16・Q17)

新型コロナウイルスに感染することをおそれ、事業所を欠席する場合、児童が居宅等において健康管理や相談支援等できる限りの支援の提供を行った場合、通常提供しているサービスと同等のサービス(以下、「同等サービス」という。)を提供しているものとして、特例的に報酬の対象となります。

ア 支援内容の留意点

具体的には、居宅への訪問のほかに、電話その他の方法においてサービス提供した場合も通常報酬算定が可能(実績を伴う送迎加算や食事提供加算等は基本的に算定不可)ですが、以下の点についてご注意ください。

事前に保護者の合意を得た上で、基準上の配置である従業員が、少なくとも次の事項の支援を提供し、欠席理由・支援時間・担当者・支援内容・支援評価等を、サービス提供記録として記録をしておくこと。(複数日実施する場合は、適切な計画にもとづくこと)

- ・利用児の健康管理等状況把握
- ・日常生活や在宅生活における助言

・保護者への相談支援、情報提供（家庭で行える本人支援や課題提供等）
特例的な支援であることから、欠席理由が新型コロナウイルス感染症予防であること、原則として通常提供されている日数（契約支給量）を超えないことにご留意ください。

なお、こうした健康管理や相談支援等、本市が認める同等サービスを提供した場合には、通常どおりの利用者負担が発生することから、あらかじめ保護者に対し丁寧な説明を行うとともに、単なる欠席連絡（その後の支援については不要と保護者の意向がある場合）については、サービス提供とはみなされないことに注意してください。

イ 報酬請求時の留意点

サービス提供実績記録票の備考欄に「欠席基本報酬」と記載してください。
支援内容等の記録については、必要に応じて提出を依頼する場合があります。

(5) 保育所等訪問支援の特例（Q19）

QAを基本として、上記(4)と同様の取り扱いとします。

以 上

【問い合わせ先】

（指定に関すること） 障害福祉課事業所指定・管理担当 TEL 06 - 6489 - 6750

（請求に関すること） 障害福祉課請求・認定担当 TEL 06 - 6489 - 6750

（支給決定に関すること） 北部障害者支援課 TEL 06 - 4950 - 0374

南部障害者支援課 TEL 06 - 6415 - 6246